

食品の表示について(3)

参考：消費者庁「知っておきたい食品の表示」
農林水産省HP「食品の期限表示について」



博士。
マイペース型。



Q子。助手。
いつも前向き。

ネコ。
しゃべれる。



博士：さて、今回も加工食品の表示の続きを勉強しようね。

Q子：加工食品って、いろんな情報が書かれていますもんね。たくさん勉強しないと！

博士：おお～！そんな勉強熱心なQ子さんに質問じゃ。

みんなが加工食品を購入するとき、一番参考にしている食品表示の項目は何だと思う？

Q子：そりゃあ、もちろん価格です！

博士：正解じゃ。では、2番目は何かな？

Q子：何でしょう？？私だったら原材料名を見るかな～

博士：2番目は、消費期限・賞味期限となっているんじゃ。

今回は消費期限・賞味期限について勉強していこう。

加工食品を購入する際に、商品選択のために「いつも参考にしている」もしくは「ときどき参考にしている」項目は？

第1位 価格 (91.9%)

第2位 消費期限・賞味期限 (87.4%)

第3位 原材料名 (72.9%)

* 消費者庁食品表示課「食品表示に関する消費者の意向等調査 (Webアンケート結果)」より

食品の期限表示について

博士：加工食品には、食品の期限表示として、消費期限か賞味期限のどちらかが表示されているんじゃ。

Q子：消費期限と賞味期限の違いがよくわかってないんですけど、どう違うんですか？



消費期限	賞味期限
一般的に、イメージ図のAの場合のように品質が急速に劣化する食品には、衛生上の危害が生じるおそれのない期限である「消費期限」が表示されています。 (例)弁当、そうざい、洋生菓子 など	イメージ図のBの場合のように品質の劣化が比較的遅い食品には、おいしく食べることができる期限である「賞味期限」が表示されています。 (例)スナック菓子、缶詰、カップめん など



じゃあ、「消費期限」が過ぎた食品は、食べないようにします。

そのとおり。安全だとは言いきれないからね。

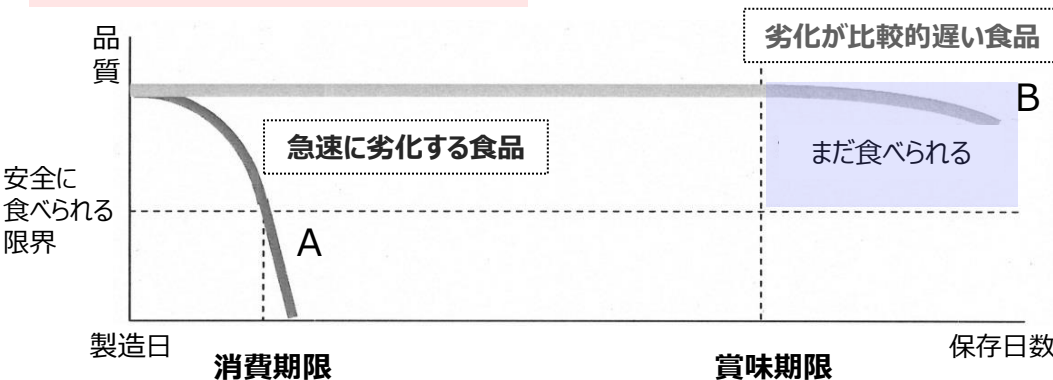


「賞味期限」を過ぎてしまった食品は食べても大丈夫なんですか？ (缶詰の期限とかあんまり気にしたことなかったかも・・・)

「賞味期限」を過ぎてもすぐに食べられなくなるというわけではないんじゃよ。



消費期限と賞味期限のイメージ



一度開封した食品は、表示されている期限にかかわらず、早めに食べるようにしましょう。



博士：なお、「消費期限」や「賞味期限」は、未開封の状態、保存方法に表示されている方法 (例：直射日光を避けて常温で保存してください。) により保存した場合の期限であることを忘れないでほしい。

開封後や決められた方法で保存していない場合には、期限が過ぎる前であっても品質が劣化している場合があるよ。

消費期限、賞味期限の表示方法

博士：それでは、消費期限や賞味期限が、加工食品にどのように表示されているかを見てみよう。



消費期限

消費期限の文字を付け、その年月日を表示します。

消費期限 平成29年4月1日



期限表示の意味を正しく理解して、食品ロスを減らす努力も大切なのニャ。

*「平成29年4月1日」の表示については、「29.4.1」、「2017.4.1」、「17.4.1」、「290401」と表示することもできます。しかし、「平成29年4月1日」の表示を「1.4.29」（日、月、年の順）と表示することはできません。

賞味期限

賞味期限の文字を付け、その年月日を表示します。

ただし、製造日又は加工日から賞味期限までの期間が3ヶ月を超える場合は年月のみの表示とすることができます。



① 賞味期限が3ヶ月以内の場合

賞味期限 平成29年4月1日



ところで、誰が、どうやって期限の設定をしているんですか？

② 賞味期限が3ヶ月以上の場合

賞味期限 平成29年4月



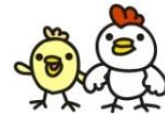
期限設定は、食品の情報を把握している製造業者等が科学的、合理的根拠をもって設定しているよ。
原材料や商品の殺菌方法、包装の仕方等で食品の保存できる期間は大幅に変わるからね。



*「平成29年4月」の表示については、「29.4」、「2017.4」、「17.4」、「2904」と表示することもできます。

「食品の安全・安心シンポジウム」の参加者募集中！

博士：県では、食品の安全についての情報を県民のみなさんと共有するため、毎年「食品の安全・安心シンポジウム」を開催しています。
今年度は、輸入食品をテーマにシンポジウムを開催します。



○日時：平成28年11月22日（火）13:30～16:00（受付開始 13時より）

主催：岐阜県、岐阜市

○場所：岐阜県図書館1階 多目的ホール（岐阜市宇佐4-2-1）

共催：消費者庁

後援：(公社)岐阜県食品衛生協会

○参加費：無料 ○定員：200名（先着順）

○申込み方法：郵送、FAX、メールで「食品の安全・安心シンポジウム参加申込書」と明記し、氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、ご自身の属性（1 消費者団体 2 一般消費者 3 生産者・生産者団体 4 食品関係事業者 5 行政関係者 6 その他）、質問事項をご記入の上、平成28年11月15日（火）までにお申し込みください。

※参加証の発行はしませんので、申込みをされた方は当日に会場にお越しください。定員を超え、参加いただけない場合のみご連絡します。

○申込み・問合せ先：岐阜県 生活衛生課 食品安全対策係 〒500-8570（住所記載不要）

FAX/058-278-2627 メール/c11222@pref.gifu.lg.jp TEL/058-272-8284

博士：詳しくは、岐阜県庁ホームページで「食品の安全・安心シンポジウム」と検索するのじゃ。

Q子：多くのおみなさんご参加をお待ちしております！！

食卓の安全・安心ニュースで知りたいテーマがありましたら、メールかFacebookでお寄せください。生活衛生課メール：c11222@pref.gifu.lg.jp Facebookページ「岐阜県食品安全推進室」

最後までお読みいただきありがとうございました。

